

(12) 大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する取扱要領

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 256 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 77 条の規定に基づく、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修(以下「学修」という。)に係る単位の認定に関する事項は、この取扱要領の定めるところによる。

第 2 条 単位の認定を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英検」という。)で、準 1 級以上の資格を認定された者
- (2) Educational Testing Service が実施する。Test of English as a Foreign Language(以下「TOEFL」という。)で iBT(Internet-Based Test)68 点以上の成績を有する者
- (3) 財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する国際コミュニケーション英語能力テスト(以下「TOEIC」という。)で 640 点以上の成績を有する者
- (4) ブリティッシュ・カウンシル等の英語系語学力検定団体が運営する International English Language Testing System(以下「IELTS」という。)で 5.5 点以上の成績を有する者
- (5) 日本国際連合協会が実施する国際連合公用語英語検定試験(以下「国連英検」という。)で B 級以上の資格を認定された者
- (6) 財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験(以下「独検」という。)で 3 級以上の資格を認定された者
- (7) 財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験(以下「仏検」という。)で 3 級以上の資格を認定された者
- (8) 財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験(以下「中検」という。)で 3 級以上の資格を認定された者
- (9) 財団法人韓国教育財団が実施する韓国語能力試験(以下「TOPIK」という。)で 2 級以上の資格を認定された者
- (10) NPO 法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験(以下「ハン検」という。)で 3 級以上の資格を認定された者

2 単位の認定を受けようとする者は、本学在学中に取得した大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定願(別紙様式)に当該成績を証明する書類を添えて、大学が定める期日(原則として当該証明書類交付後の最初の履修登録日)までに教務課に提出するものとする。

3 前項の規定による申請に基づき、本学において履修したとみなす授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

第 3 条 単位の認定は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行うものとする。

第4条 単位を認定された者の学籍簿の取扱は、次により処理する。

(1) 認定された当該授業科目は、成績欄に「認定」と記入する。

(2) 「認定」は、「学則第77条による」旨を記入する。

第5条 前条により認定された授業科目の単位については、履修規則第12条に定める合計登録単位数には含めないものとする。

附 則 (略)

(別表)

本学において履修したと見なす授業科目及び単位数

学修の種類及び級・点数	認定する本学授業科目	認定する単位数	備考
英検 準1級以上	外国語コミュニケーション(英語)	1単位	認定する外国語コミュニケーションの単位数は、同一の外国語の学修については、1科目1単位までとし、複数の外国語の学修の場合は、2科目2単位までとする。
TOEFL iBT 68点以上			
TOEIC 640点以上			
IELTS 5.5点以上			
国連英検 B級以上			
独検 3級以上	外国語コミュニケーション(独語)	1単位	
仏検 3級以上	外国語コミュニケーション(仏語)	1単位	
中検 3級以上	外国語コミュニケーション(中国語)	1単位	
TOPIK 2級以上	外国語コミュニケーション(韓国語)	1単位	
ハン検 3級以上			